

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十二号

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鋳業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の手数料の表の一の項中「六、四一〇円」を「八、八〇〇円」に、「四〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「ペーハー試験」を「pH試験」に改め、同表の二の項中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表の六の項中

(1) 透過型電子顕微鏡サンプル加工	八、八四〇円
(2) 試作・サンプルの調合・加工	一、七七〇円

透過型電子顕微鏡サンプル加工	八、八四〇円
----------------	--------

改め、同表の七の項中

(2) 報告書の複本	三四〇円
------------	------

(2) 英文報告書(フォーマット有)	四七〇円
(3) 報告書の複本	三四〇円

改め、同表の使用料の表を次のように改める。

使用料

区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	イ 試験用の設備機械器具 (工業関係)		
	(1) 硬度試験機		
	(ア) 本体	一時間	一、一五〇円
	(イ) 付属のマイクロスコープ	"	一、〇〇〇円
	(2) 真円度測定機	"	一、一五〇円
	(3) 万能材料試験機	"	一、二一〇円
	(4) 赤外分光分析装置	"	一、三六〇円
	(5) 精密三次元測定機	"	六、八三〇円
	(6) 水準器	"	六八〇円
	(7) マイクロメーター		
	(ア) 三〇〇ミリメートル未満のもの	一日	六八〇円
	(イ) 三〇〇ミリメートル以上六〇〇ミリメートル未満のもの	"	六八〇円
	(ウ) 六〇〇ミリメートル以上のもの	"	六九〇円
	(エ) 長尺ノギス	"	七〇〇円
	(8) デザインコンピューター	一時間	七七〇円
	(9) カラーコピー出力機	一件	一八〇円
	(10) 表面粗さ輪郭形状測定機	一時間	一、二一〇円
	(11) 蛍光エックス線分析装置	"	一、六三〇円
	(12) CAE(コンピューターによる構造解析システムをいう。)		

(28)	油圧式自動埋込装置	〃	一、〇四〇円
(29)	マイクロワイヤーボンダー	〃	九七〇円
(30)	比表面積・細孔分布測定装置	〃	一、〇四〇円
(31)	高温型示差走査熱量計	〃	一、二〇〇円
(32)	リソグラフィ装置	〃	一、七一〇円
(33)	電極形成装置	〃	二、一二〇円
(34)	三次元表面構造解析顕微鏡	〃	二、四九〇円
(35)	微小領域X線回折装置	〃	三、〇四〇円
(36)	X線透過画像解析装置	〃	三、二一〇円
(37)	プラズマクリーナー	〃	一、二五〇円
(38)	蒸着装置	〃	一、〇六〇円
(39)	誘導結合プラズマ発光分析装置	〃	三、〇二〇円
(40)	三次元デジタイジングシステム	〃	一、二三〇円
(41)	非線形構造解析システム	〃	一、四二〇円
(42)	摩耗試験システム	〃	二、一四〇円
(43)	窒素・タンパク質測定装置	〃	一、二〇〇円
(44)	ガスクロマトグラフ直結型質量分析計	〃	二、七二〇円
(45)	イオンクロマトグラフ式糖鎖分析システム	〃	一、七六〇円
(46)	プレス成形シミュレーションシステム	〃	一、五七〇円
(47)	熱流体解析システム	〃	一、七六〇円
(48)	粘性・粘弾性測定装置	〃	一、〇八〇円

(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(イ)	(ア)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	
マトグラフ	イオントラップ型液体クロ マトグラフ	研磨装置	味覚認識装置	走査型電子顕微鏡	線形・非線形構造解析システ ム	赤外線熱画像計測装置	紫外可視分光光度計	レーザー回析式粒度分布測 定装置	二次イオン質量分析装置	付属FIB加工装置	本体使用	透過型電子顕微鏡	ESCA装置(エックス線光 電子分光分析装置)	フィールドエミッション観 察装置	広域型マルチアナライザー	光学顕微鏡	マイクロ精密天秤	凍結真空乾燥機	連続式ホモジナイザー	高速液体クロマトグラフ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
六、 四三〇円	三、 〇三〇円	二、 一〇〇円	五、 六〇〇円	四、 二〇〇円	八九〇円	一、 〇六〇円	二、 〇〇〇円	一三、 八〇〇円	六、 一〇〇円	九、 九〇〇円	九、 〇七〇円	四、 八五〇円	八、 七〇〇円	一、 四〇〇円	八二〇円	一、 三一〇円	八五〇円	一、 一七〇円		

(17)	レオメーター	一件	一、五六〇円
(18)	混合混練機	一時間	七九〇円
(19)	色差計	〃	一、〇七〇円
(20)	モデリングマシン	〃	三、四二〇円
(21)	固液界面解析装置	一件	一、〇一〇円
(22)	pHメーター	〃	一五〇円
(23)	太陽電池評価装置	〃	四、〇一〇円
(24)	固体酸化物燃料電池評価装置	〃	八、〇四〇円
□ 工作加工用の設備機械器具 (工業関係)			
(1)	交流アーク溶接機	一時間	九五〇円
(2)	旋盤	〃	八九〇円
(3)	研削盤	〃	一、〇〇〇円
(4)	半自動溶接機	〃	一、〇六〇円
(5)	イナートガス溶接機	〃	三、一六〇円
(6)	数値制御旋盤	〃	一、六七〇円
(7)	サブゼロ装置	〃	二、三〇〇円
(8)	ワイヤーカット放電加工機	〃	二、三一〇円
(9)	数値制御グラファイト電極加工機	〃	三、五〇〇円
(10)	油圧プレス	〃	二、二一〇円
(11)	高精度高速小径微細加工機	〃	二、四七〇円
(12)	プラズマ焼結機	〃	五、一九〇円

(13)	成膜装置	〃	三、七六〇円
(14)	射出成形機	〃	一、九九〇円
(15)	ファインカット切断機	〃	二、〇〇〇円
(16)	高温大気炉	〃	一、一五〇円
(17)	中低温大気炉	〃	九〇〇円
(18)	過熱水蒸気発生装置	〃	二、二三〇円
(19)	その他簡便な加工装置・器具	〃	七五〇円
(窯業関係)			
(1)	窯業機械		
(ア)	ジョークラッシャー	〃	四六〇円
(イ)	ロールクラッシャー	〃	四八〇円
(ウ)	スタンパー	一日	六七〇円
(エ)	ポットミル(小)	〃	七一〇円
(オ)	ポットミル(大)	〃	一、〇一〇円
(カ)	微粉碎機	一時間	九二〇円
(キ)	振動ミル	〃	七三〇円
(ク)	ボールミル	一回	一、五六〇円
(ケ)	遊星ミル	一時間	一七〇円
(コ)	真空土練機	六〇キ ログラ ム	五六〇円
(サ)	セラミックス用押出成形機	一回	一、八六〇円
(シ)	振動ふるい	一時間	四四〇円
(ス)	自動タタラ成形機	〃	一、〇四〇円
(セ)	ローラー式自動成形機	〃	一、一二〇円

(ウ)	ケラマックス炉	〃	一、〇三〇円
(3)	窯業研削機		
(ア)	ボール盤	〃	三五〇円
(イ)	フライス盤(小)	〃	二二〇円
(ウ)	フライス盤(大)	〃	五九〇円
(エ)	超音波加工機	〃	九八〇円
(オ)	鏡面研磨機	〃	八三〇円
(カ)	バフ研磨機	〃	二、七七〇円
(キ)	面取加工機	〃	七六〇円
(ク)	プレス成形機	〃	六九〇円
(ケ)	平面研削機	〃	八五〇円
(コ)	万能研削機	〃	七七〇円
(サ)	ドクターカッター	〃	四七〇円
(シ)	ダイヤモンドカッター	〃	一、〇三〇円
(ス)	熱画像計測装置	〃	一、三七〇円

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。